

後期高齢者医療制度・第6期（平成30・31年度）の保険料率について

平成30年2月5日開催の滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、第6期（平成30・31年度）保険料率が下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

記

第6期 保険料率

所得割率	8.26%
均等割額	43,727円
一人当たり平均保険料年額	66,809円

(参考)

第5期（平成28・29年度）保険料率	
所得割率	8.94%
均等割額	45,242円
一人当たり平均保険料（実績）	
年額	67,877円

- 保険料率は、被保険者の推移及び医療費の動向から推計する医療給付費を基に、高齢者負担率や平成31年度に予定されている消費税率の引上げ等の社会的要因を加味し設定する。

第6期の保険料率は、第5期の医療給付費が当初の想定よりも低く推移したことなどから発生した剰余金について、単年度収支均衡の原則及び年度間の公平性の観点から、財政運営上必要な資金を除く20億円を財源として繰り入れることとした結果、第5期に比べ、引き下げとなった。

- ・ 保険料増減の主な要因
 - 医療給付費の伸びの低下（増加率：第5期1.63%→第6期0.60%）
 - 被保険者の増加（増加率：第5期3.20%→第6期3.53%）
 - 高齢者負担率の上昇（第5期10.99%→第6期11.18%）
 - 剰余金の財源繰入の増加（第5期14億円→第6期20億円）

<その他>

(1) 低所得者対策

①均等割5割軽減の拡大

軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(現行) 基準額 33万円+27.0万円×被保険者数

(改正後) 基準額 33万円+27.5万円×被保険者数

②均等割2割軽減の拡大

軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(現行) 基準額 33万円+49万円×被保険者数

(改正後) 基準額 33万円+50万円×被保険者数

(2) 中間所得者層の負担軽減

①保険料賦課限度額の引き上げ

(現行) 賦課限度額 57万円

(改正後) 賦課限度額 62万円

(3) 制度改正に伴う軽減特例の段階的廃止

①被扶養者軽減の縮小

(現行) 均等割7割軽減

(改正後) 均等割5割軽減

②所得割軽減の廃止

(現行) 5割軽減

(改正後) 軽減なし